

公衆浴場連絡懇談会設置要綱

(設置)

第1条 八王子市内の普通公衆浴場の確保に関する諸問題について、市民の公衆衛生の維持向上を図る見地から協議するため、公衆浴場連絡懇談会(以下「懇談会」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次の事項について意見交換する。

- (1) 八王子市が設置しようとする市民用浴場に関すること。
- (2) 八王子市の公衆浴場関係施策に関すること。
- (3) その他公衆浴場に関し、懇談会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 懇談会の参加者は、別表のとおりとする。

- 2 懇談会に座長を置く。
- 3 座長は、八王子市福祉部長を充てる。

(招集等)

第4条 懇談会は座長が招集する。

- 2 懇談会は、毎年5月及び10月に開催するものとする。
- 3 委員の属する団体から懇談会の開催の請求があるときは、座長は、速やかにこれを開催するものとする。
- 4 座長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、八王子市で処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、座長に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

本施行に伴い、「公衆浴場連絡協議会設置要綱」(平成9年11月13日施行)は平成27年3月31日をもって廃止する。

別 表

団体名	役職
八王子浴場組合	組合長 支部長 会計 入浴券会計
八王子市	福祉部長 生活衛生課長 生活衛生課主査 福祉政策課長